解散公告

当社は、平成二十五年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

石川県金沢市割出町五五三番地一

有限会社館

清算人　中江田良一

解散公告

当社は、平成二十五年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

岐阜市住吉町一三番地　有限会社新橋ビル

代表清算人　若尾　敏樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

愛知県名古屋市天白区元八事五丁目一一一

テレコール合同会社

清算人　下川廉太郎

解散公告

当社は、平成二十五年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

三重県松阪市垣鼻町七四六番地

有限会社島岡木材店

清算人　島岡　一仁

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

札幌市白石区南郷通七丁目南四番四号

財団法人南郷福祉会館

清算人　中澤　利夫

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年三月二十七日付けの新潟県知事の解散認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

新潟県阿賀野市岡山町一〇番一五号

阿賀野市土地開発公社

代表清算人　田中　清善

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年七月二十九日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

愛知県名古屋市中区平和一丁目一五番三〇号

大井町一番南地区市街地再開発組合

清算人　松野　厚

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

大阪市北区本庄東二丁目四番三九号

財団法人本庄会館

代表清算人　永田　惠一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

東京都千代田区東神田一丁目一一番四号

財団法人緒方医学化学研究所

清算人　加藤　松夫

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年七月十日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月一日）の翌日から平成二十五年十月三日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

神奈川県小田原市東町五丁目二番五九号

清算法人小田原市五反田土地改良区

清算人代表　林　勇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月二十日開催の通常総会の決議により平成二十五年六月二十四日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

静岡県富士市比奈二三〇〇番地

社団法人静岡県立吉原工業高等学校後援会

代表清算人　三澤　賢治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年六月二十八日開催の定時総会の決議により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

京都市南区東九条西山王町一番地

社団法人京都府農協地域開発協会

代表清算人　中川　泰宏

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年七月十二日鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬九九九番地二

三朝町土地開発公社

清算人　森脇　光洋